

令和 7 年度

青森圏域重点事業に関する要望書

令和 6 年 10 月

青森市 平内町 今別町

外ヶ浜町 蓬田村

令和7年度青森圏域重点事業要望項目一覧

【重点要望40項目】

No.	要 望 項 目	県 担 当 部 署	市 町 村 担 当 部 署	頁
1	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について	経済産業部 経済産業政策課 経済産業部 企業立地・創出課 経済産業部 産業イノベーション推進課 経済総合政策部 DX推進課	青森市 経済部 しごと創造課	1
2	東京電力福島第1原子力発電所処理水の海洋放出に伴う水産物の風評被害対策について	農林水産部 水産振興課 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課	青森市 農林水産部 水産振興センター	2
3	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について	農林水産部 水産振興課	青森市 農林水産部 水産振興センター	3
4	雇用対策の充実について	こども家庭部 若者定着還流促進課 経済産業部 産業イノベーション推進課	青森市 経済部 経済政策課	4
5	青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について	国土整備部 港湾空港支援課 経済産業部 企業立地・創出課	青森市 都市整備部 公園河川課 青森市 経済部 しごと創造課	5
6	青森空港の利用促進について	観光交流推進部 誘客交流課	青森市 経済部 交流推進課	6
7	外国人観光客の受入環境整備の充実について	観光交流推進部 誘客交流課 国土整備部 港湾空港課	青森市 経済部 交流推進課	7
8	リモートワーク人材誘致に向けた支援と移住促進関連事業に係る見直しについて	こども家庭部 若者定着還流促進課 健康医療福祉部 健康医療福祉政策課	青森市 企画部 連携推進課	8
9	広域連携の推進について	財務部 市町村課 環境エネルギー部 環境政策課	青森市 企画部 連携推進課 青森市 環境部 環境政策課	9
10	子育て支援について	こども家庭部 子育て健康課 教育庁 子育て健康課	青森市 税務部 国保医療年金課 青森市 福祉部 子育て支援課 青森市 教育委員会事務局	10
11	少人数学級編制の推進について	教育庁 教職員課	青森市 教育委員会事務局 学務課	11
12	スクールカウンセラー派遣の拡充について	教育庁 学校教育課	青森市 教育委員会事務局 指導課	12
13	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について	教育庁 文化財保護課 教育庁 文化財保護課 教育庁 文化財保護課	青森市 教育委員会事務局 文化遺産課 青森市 教育委員会事務局 文化遺産課 青森市 教育委員会事務局 文化遺産課	13
14	第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について	国スポ・障スポ局 総務課 国スポ・障スポ局 競技施設課 国スポ・障スポ局 施設整備課 教育庁 スポーツ健康課	青森市 経済部 国スポ・障スポ大会推進課	14
15	がん治療に係るアピアランス支援について	健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課	青森市 保健部 健康づくり推進課	15
16	青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について	健康医療福祉部 医療薬務課 病院局 地域医療課	青森市 市民病院事務局 新病院整備推進課 青森市 企画部 財政課	16
17	地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について	健康医療福祉部 障がい福祉課	青森市 福祉部 障がい者支援課	17
18	青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について	交通・地域社会部 鉄道対策課 国土整備部 都市計画課 国土整備部 港湾空港課	青森市 都市整備部 都市政策課	18
19	河川改修等の整備促進について	国土整備部 河川砂防課	青森市 都市整備部 公園河川課	19
20	雪総合対策の推進について	財務部 市町村課 国土整備部 道路課 交通・地域社会部 地域交通・連携課	青森市 都市整備部 道路維持建設課 青森市 都市整備部 道路維持建設課 青森市 浪岡振興部 都市整備課	20
21	青森港の機能充実について	国土整備部 港湾空港課	青森市 都市整備部 公園河川課 青森市 経済部 交流推進課	21
22	一般国道7号等の整備促進について	国土整備部 道路課	青森市 都市整備部 道路建設課 青森市 浪岡振興部 都市整備課	22
23	青森空港有料道路の無料化について	国土整備部 道路課	青森市 都市整備部 道路建設課 青森市 浪岡振興部 都市整備課	23
24	津軽横断道路の整備促進について	国土整備部 道路課	青森市 浪岡振興部 都市整備課 青森市 都市整備部 道路建設課	24
25	都市計画道路の整備促進について	国土整備部 都市計画課 国土整備部 道路課	青森市 都市整備部 道路建設課	25
26	地方創生に取り組むための財源措置について	交通・地域社会部 地域交通・連携課 こども家庭部 こどもみらい課	青森市 企画部 企画調整課	26

No.	要 望 項 目	県 担 当 部 署	市 町 村 担 当 部 署	頁
27	浅虫夏泊県立自然公園活用の促進について	環境エネルギー部 自然保護課 東青地域県民局 河川砂防施設課 地域整備部 道路施設課 東青地域県民局 地域整備部	平内町 水産商工観光課	27
28	県道14号線 主要地方道今別蟹田線（平坦化整備）早期着工について	県土整備部 道路課	今別町 産業建設課	28
29	今別海岸 今別町山崎地区護岸補修及び急傾斜地法面保護工について	県土整備部 河川砂防課	今別町 産業建設課	29
30	国道280号線整備促進について	県土整備部 道路課	今別町 産業建設課	30
31	国道280号（蓬田～蟹田）バイパス整備促進について	県土整備部 道路課	外ヶ浜町 建設課	31
32	蟹田川の河川整備について	県土整備部 河川砂防課	外ヶ浜町 建設課	32
33	主要地方道今別蟹田線（県道14号）小国峠の道路整備について	県土整備部 道路課	外ヶ浜町 建設課	33
34	国道280号線（瀬辺地地区急傾斜地）の整備促進について	県土整備部 道路課	蓬田村 建設課	34
35	令和6年度経営所得安定対策等実施要綱の一部改正に伴う農家への影響について	農林水産部 農産園芸課 東青地域県民局 農業普及振興室 地域農林水産部	蓬田村 産業振興課	35
36	玉松海水浴場に大量に漂着するアマモの除去について	東青地域県民局 河川砂防施設課 地域整備部	蓬田村 産業振興課 蓬田村 健康福祉課 蓬田村 建設課	37
37	四戸橋川河川護岸施設の整備について	県土整備部 河川砂防課	蓬田村 建設課	38
38	たままつ海岸の浚渫について	県土整備部 河川砂防課	蓬田村 建設課	39
39	たままつ海の情報館及び周辺施設の利活用及び設備の老朽化について	県土整備部 河川砂防課	蓬田村 産業振興課	40
40	鳥獣被害防止対策の推進について	環境エネルギー部 自然保護課 農林水産部 農産園芸課	蓬田村 産業振興課	41

要 望 項 目	地域経済活性化に向けた取組に対する支援・連携について（継続）		
要 望 先	国		
	県	経済産業部（経済産業政策課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課） 総合政策部（DX推進課）	
	その他		
関 係 法 令	産業競争力強化法	事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市では、人口減少・少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出などを踏まえ、最優先に取り組むべき喫緊の課題として、地域経済の活性化を掲げております。 これまで、産学金官連携のもと、経営の総合相談窓口「AOMORI STARTUP CENTER」において、若者等の起業・創業や第二創業をはじめとする新たな事業展開など、専任のコーディネーターによるワンストップできめ細かな支援を行ってきております。また、市内の大学生チーム等がビジネスアイデアを競う「学生ビジネスアイデアコンテスト」や起業家のコミュニティ形成に向けた「あおスタ起業塾」の開催、事業のPRや起業家同士の交流・マッチングの場を提供する「あおスタピッチ交流会」の開催など、起業家精神の醸成から起業後のフォローまで、一貫した取組を進めてきております。 こうした取組の成果もあり、創業件数は、令和4年度101件、令和5年度82件と、近年高い水準で推移しており、今後一層の運営体制の強化が求められております。 また、地域を牽引する企業の育成に向けた取組として、新事業を検討している中小企業や成長意欲の高い個人事業主等に対し、豊富な経験を有する有識者等による、短期間で集中的に企業価値を高めるための伴走型支援「アクセラレーションプログラム」を実施し、スタートアップ・エコシステムの構築に取り組んでいるほか、国によりデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく取組が進められていることや県内中小企業者のDXの取組状況などを踏まえ、令和6年度から、DXにより経営課題の解決を図るロールモデルを創出し、市内に普及させることを目的とした地域企業DX推進事業に取り組んでおります。 加えて、令和5年8月から、市民所得の向上や雇用の促進など地域経済の活性化を図ることを目的に「青森市しごと創造会議」を開催し、産学金官の共創による今後の新しい産業振興の具体的な戦略の検討を進めております。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 産学金官の共創による新しい産業振興策との連携 2. 「AOMORI STARTUP CENTER」に開設した「経営の総合相談窓口」との連携 3. アクセラレーションプログラムなど、スタートアップを支援する取組との連携 4. 地域企業のDX推進に向けた取組との連携

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
平成 28 年 3 月 30 日～「あおもり地域ビジネス交流センター（あおビジ）」設置 平成 29 年 4 月～ 新ビジネス挑戦支援助成制度の創設（令和 2 年度終了）など地域ベンチャー支援に重点化 平成 30 年 7 月 「あおもり地域ビジネス交流センター(あおビジ)」を「AOMORI STARTUP CENTER」に移転 平成 30 年度～ 学生によるビジネスアイデアコンテスト「Aomori Business Challenge GATE」開催 令和元年度～ あおスタピッチ交流会開催、リノベーションスクール開催（令和 3 年度終了） 令和 3 年度～ 「AOMORI STARTUP CENTER」に新たな経営の総合相談窓口開設 アクセラレーションプログラム実施、都市部の副業・兼業人材とのマッチング支援実施（令和 5 年度終了） 令和 4 年度 新事業チャレンジ支援補助金事業実施 令和 4 年度～ あおスタ起業塾開催 令和 5 年 8 月～ 青森市しごと創造会議開催 令和 6 年 4 月～ 地域企業DX推進事業実施		
担 当 部 署 名	青森市 経済部しごと創造課	

要 望 項 目	東京電力福島第 1 原子力発電所処理水の海洋放出に伴う水産物の風評被害対策について（継続）		
要 望 先	国	農林水産省、経済産業省	
	県	農林水産部（水産局水産振興課）、観光交流推進部（県産品販売・輸出促進課）	
	その他		
関 係 法 令		事業主体	青森市

要 望 事 項 の 内 容	
本市の漁業は、陸奥湾におけるホタテガイ養殖やナマコ漁を中心に、令和 5 年には年間 5,931 トンを生産し、生産額は 1,586 百万円にのびります。また、ホタテガイやナマコは国内消費のほか、国外へも多く輸出されているところです。 昨年 8 月 24 日に東京電力福島第 1 原子力発電所処理水の海洋放出が開始されたことを受け、中華人民共和国では日本産水産物の輸入を全面的に停止し、本市産の輸出用ホタテガイが受け入れられずにシブバックとなり、関連事業者において多くの在庫を抱える事態となるなど、影響が大きく及んだところです。 国においては、昨年、風評被害対策や漁業継続支援等として総額 1,007 億円を予算措置し、「消費拡大・生産持続」「風評影響対応」「輸出先転換」「加工体制強化」「迅速かつ丁寧な賠償」の 5 本を柱とする対策を講じました。また、県においては、中華人民共和国による水産物の輸入停止措置の影響が県産ホタテガイにも及んだことを踏まえ、国内外の消費拡大や販路開拓のための対策を盛り込んだ「ホタテガイ流通緊急支援パッケージ」を公表し、小売業への取扱い要請及び学校給食へのホタテガイ加工品の供給、そして海外へは、現地レストランチェーン店でのフェア開催など、ホタテガイの消費拡大に取り組まれたところです。 しかしながら、現在においても、中華人民共和国による輸出規制は続いているところであり、ホタテガイを中心とした水産物の風評被害対策が今後も引き続き実施されるよう、次の事項について特段のご配慮をいただきたい。 1. 水産物の国内需要の拡大 2. 水産物の国外での販路の拡大 3. 水産物の加工・保管のための環境整備	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
令和 5 年 8 月 2 1 日	内閣総理大臣が全国漁業協同組合連合会会長と面会し、東京電力福島第 1 原子力発電所処理水放出の風評被害や漁業者支援などの対策実施に全責任を持つとして理解を要請。
〃 8 月 2 3 日	青森県漁業協同組合連合会の二木会長が、岸田首相に向け、風評・漁業者支援対策の確実な履行を強く求める旨の声明を発表。
〃 8 月 2 4 日	東京電力福島第 1 原子力発電所処理水の海洋放出開始。 中国が日本産水産物の全面禁輸を発表。
〃 8 月 2 8 日	県市長会（会長・西秀記青森市長）が国に緊急対策を求める特別決議案を 10 月開催の東北市長会に対し提出することを決定。
〃 9 月 4 日	青森市長とホタテ加工事業者との意見交換
〃 9 月 5 日	政府が水産関係者を支援する経費として、2023 年度予備費から計 207 億円を支出することを閣議決定。（既存の基金 800 億円と合わせ、計 1,007 億円の対策）
〃 9 月 8 日	宮下県知事が、陸奥湾産ホタテガイの販路拡大や生産体制強化に向けた総合戦略チームを月内に設置すると発表。
〃 9 月 8 日	日本貿易振興会（ジェトロ）が、水産物の輸出を支援する緊急対策本部の立上げを発表。
〃 9 月 13 日	宮下県知事が、県産ホタテガイの消費拡大や輸出先の開拓に係る対策を盛り込んだ「ホタテガイ流通緊急支援パッケージ」を発表。
〃 9 月 19 日	青森市長と漁業者（青森市漁協、後潟漁協）との意見交換
〃 9 月 25 日	関係団体連携によるホタテガイ消費拡大のためのイベント開催
〃 11 月 14 日	東北市長会一行が農水大臣へ県産ホタテガイの消費拡大・販路開拓などの支援を要請。
令和 6 年 5 月 17 日	中国、日本国内の水産物輸出業者の加工や保管等の施設登録を無効に。
担 当 部 署 名 青森市 農林水産部水産振興センター	

要 望 項 目	ホタテガイ親貝確保に向けた取組等ホタテガイ養殖環境の充実について（継続）		
要 望 先	国		
	県	農林水産部（水産局水産振興課）	
	その他		
関 係 法 令			事業主体 青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市の漁業は、かつては回遊魚等を対象とした小型定置網や巻き網、小型機船底曳網などの漁業が主でしたが、昭和 45 年頃からはホタテガイ養殖技術の確立によって「とる漁業」から「育てる漁業」へと転換し、現在においては、ホタテガイ生産額が本市漁業生産額の約 9 割（1,327 百万円）を占める主力水産物となっています。 また、県全体としても、漁業生産額全体に占めるホタテガイの生産額は約 4 割（13,403 百万円）と最も多くを占め、本県にとって最も重要な水産物となっています。 このような中であって、昨年には、夏以降の陸奥湾での高水温の影響により、令和 5 年度における秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の結果、全湾における稚貝の保有枚数が過去 10 ヶ年平均（15.4 億枚）の 57 パーセント（8.7 億枚）となったところであり、今後のホタテガイ生産への影響が懸念されています。 一方で、親貝は高水温に弱く、育てるまでのリスクもあるため、近年は、漁業者が半成貝での出荷を選ぶ傾向が強くなっており、今後、陸奥湾全体の親貝数がさらに減少し、安定的なホタテガイ養殖の取組が難しくなっていくことが危惧されます。 県におきましては、ホタテガイの安定生産のため、各種試験や養殖管理に必要な情報提供等に取り組まれているのに加え、昨年 11 月には、「陸奥湾養殖ホタテガイ高水温被害対策パッケージ」により、ホタテガイ親貝確保緊急対策、ラーバ確保対策、漁業災害経営資金利子補給支援等により支援頂いたところではありますが、令和 4 年の採苗不良の影響も含め、親貝不足の状況は完全に解消されていないことから、恒常的なホタテガイ親貝確保に向けた取組等、陸奥湾におけるホタテガイ養殖環境の充実について、特段のご配慮をお願いします。
1. ホタテガイ親貝確保に向けた取組等のホタテガイ養殖環境の充実について

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和 45 年頃 平成 28 年 令和 4 年 令和 5 年 令和 6 年	ホタテガイ養殖技術の確立による「とる漁業」から「育てる漁業」への本市漁業の転換 本市ホタテガイ生産額が初の 30 億円越え 採苗不振による稚貝確保数の激減 全湾稚貝保有枚数 過去 10 年平均（15.7 億枚）の 65 パーセント（10.2 億枚） 本市稚貝保有枚数 前年（3.9 億枚）の約 20 パーセント（7,912 万枚） 陸奥湾の高水温による稚貝確保数の激減 全湾稚貝保有枚数 過去 10 年平均（15.4 億枚）の 57 パーセント（8.7 億枚） ※令和 5 年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果による 陸奥湾ホタテガイ高水温被害に関する農林水産大臣への緊急要望の実施(R6.1.25) ※参加者－青森県知事・青森県議会議長・青森市長・外ヶ浜町長・野辺地町長 青森県漁業協同組合連合会会長・同専務理事 (R5) 青森県漁業生産額（37,815 百万円）※うちホタテガイ生産額（13,403 百万円） (R5) 青森市漁業生産額（1,586 百万円）※うちホタテガイ生産額（1,327 百万円）
	担 当 部 署 名 青森市 農林水産部水産振興センター

要 望 項 目	雇用対策の充実について（継続）		
要 望 先	国	厚生労働省（人材開発統括官）	
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課） 経済産業部（産業イノベーション推進課）	
	その他		
関 係 法 令		事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容	
人口減少・少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や、地方から首都圏等への若者の人口流出といった課題のほか、本県の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、緩やかな低下が見られ、物価上昇等が雇用に与える影響に留意を要する状況にある中、若者の地元定着や女性・障がい者等の多様な人材の活用、柔軟な働き方に加え、ＩＣＴ（情報通信技術）の進化等の環境変化に柔軟に対応できる技術力を持つ人材の育成が求められているところです。 このことから、本市では、リモートワーク等の普及に伴い、地方移住への関心が高まっていることを踏まえ、企業やリモートワーク人材、新規就農者の誘致などに取り組んでいるところであり、また、国の地方版ハローワーク制度を活用した「青森圏域Ｕターン就活サポートデスク」による地元企業の情報発信やマッチング支援、若者の地元就職・定着の促進、障がい者雇用の促進などの雇用対策を更に充実するよう取り組んでいくこととしているほか、小学生に対し地元企業での職場体験を行う「ジョブキッズあおもり」に参画するなど、未来を担う人材の育成を図っていくこととしております。 また、本市の第三セクターが運営する「あおもりコンピュータ・カレッジ（情報処理技能者養成施設）」では、国の支援を受け、多くの優秀なＩＴ人材を育成・輩出しており、地元企業等からも高い評価を得ているところです。 同カレッジにおいては、「ＩＣＴビジネスエキスパート科」及び「ＩＣＴシステムクリエイト科」の専門学科において、ＩＣＴエキスパートを育成することに加え、ＩＣＴを利活用した地域活性化につながる産業として注目されているｅスポーツのクリエイターを育成する専門科目を増設したほか、本市が推進する、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据えた「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向け、市内の小・中学校におけるプログラミング教育を支援するなど、これからのＩＣＴ社会に必要な人材の育成に取り組んでいくこととしております。 人口減少・地域経済縮小を克服するためには、雇用対策の充実を通じて、経済の基盤となる地域産業の活力を高め、経済の好循環を生み出していくことが必要となります。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
１．市が実施する雇用対策に対する支援の充実 ２．ＩＣＴ社会に必要な人材育成に取り組む「あおもりコンピュータ・カレッジ」に対する国の支援の継続	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項							
卒業年月	青森公共職業安定所管内の新規高卒者の就職者			年度	有効求人倍率		
	合計	うち地元（青森管内）への就職者			青森管内（※）	青森県	国
		就職者数	構成比				
R 3 . 3	4 5 6	1 9 5	4 2 . 8	R 2 年度	0 . 9 0	0 . 9 5	1 . 1 0
R 4 . 3	3 9 1	1 8 2	4 6 . 5	R 3 年度	0 . 9 9	1 . 0 9	1 . 0 6
R 5 . 3	4 0 4	1 6 8	4 1 . 6	R 4 年度	1 . 1 7	1 . 1 8	1 . 3 1
R 6 . 3	4 1 4	1 9 0	4 5 . 9	R 5 年度	1 . 2 1	1 . 1 7	1 . 2 9
※各年6月末現在（R 6 年は4月末現在）				※青森管内：青森公共職業安定所管内 （青森市（浪岡地区除く）、東津軽郡）			
				担 当 部 署 名	青森市 経済部経済政策課		

要 望 項 目	青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について （継続【一部新規】）		
要 望 先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課））、経済産業省（経済産業政策局、資源エネルギー庁）	
	県	県土整備部（港湾空港課）、経済産業部（地域企業支援課、企業立地・創出課）	
	その他		
関 係 法 令	港湾法	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
青森港は、昭和 26 年に重要港湾に指定され、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港として整備が進められてきたところであり、現在、東北地方から北海道にかけての日本海側で、様々な洋上風力発電の事業が計画されてきている中、そうした海域に近く、なおかつ陸奥湾という静穏度が高く運用上安全性に優れた海域にある物流港という特性を踏まえれば、洋上風力発電の関連産業の立地による地域振興は重要なファクターであると認識しているところであります。 青森港は、本年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾いわゆる基地港湾として国土交通大臣より指定され、今年度からは国直轄事業の青森港油川地区国際物流ターミナル（－12m）整備事業として新規採択され、令和 9 年度までの 4 年間で基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12m の岸壁整備等が行われることとなりました。 青森港を基地港湾として整備することにより、油川埠頭の周辺には、風車メーカーや部品等のサプライヤー、保守管理などの関連事業所の立地や発電施設の組立、設置に関する工場の新設など関連産業の集積や地元企業の事業への参入が想定され、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期待されております。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 基地港湾の着実な整備に向けた取組 2. 基地港湾周辺における洋上風力発電関連産業の集積や地元企業の参入に向けた連携

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
【基地港湾の経緯】 - 令和4年9月に国が基地港湾指定の意向があった港湾として油川埠頭を公表された。 - 令和6年1月に公募が開始された青森県沖日本海（南側）の公募指針の中に、促進区域と一体的に利用できる港湾として青森港が示された。 - 令和6年4月に新規事業として採択され、国土交通大臣より基地港湾に指定された。		
	担 当 部 署 名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部しごと創造課

要 望 項 目	青森空港の利用促進について（継続）		
要 望 先	国	総務省（行政管理局（企画調整課））、国土交通省（航空局航空ネットワーク部（航空事業課））	
	県	観光交流推進部（誘客交流課）	
	その他	航空会社	
関 係 法 令	空港法	事業主体	交通事業者、旅行者、航空会社、青森県ほか

要 望 事 項 の 内 容
青森空港は、地方管理空港としてはトップクラスの機能を備えた空港であり、本県及び本市の産業、経済、文化、観光の振興において、国内外を繋ぐ拠点として重要な役割を担っております。 国内線については、日本航空(株)（JAL）、全日本空輸(株)（ANA）、(株)フジドリームエアラインズ（FDA）の各路線が運航し、青森空港の利便性が図られてきました。今後、既存路線のうち暫定路線の定期路線化へ向けた利用促進、東京線の輸送体制の充実強化など、更なる国内線の充実が求められております。 名古屋（小牧）線については、1日3便となっておりますが、その効果の最大化と、便数の増加に向けて、更なる利用促進に取り組む必要があります。また、令和2年3月に新たに就航した神戸線は、西日本との交流を支える重要な路線となるよう、路線の周知をはじめ、利用促進に向けた様々な活動に取り組む必要があります。 さらに、ダブルトラック化から10年が経過した青森・札幌（新千歳）線、青森・大阪（伊丹）線については、機材の一部大型化や冬期間の利用者確保対策を行う航空会社の動きと連動し、県と市が一体となって航空路線利用促進のためのプロモーションやインセンティブ活動を進めていく必要があります。 こうした取組の中、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した各航空路線の需要は、回復基調にあり、国内旅行はもとより、国際線利用における交通結節点としての機能がこれまで以上に高まるものと予想されます。 つきましては、空港の利用促進及び航空路線の充実等に係る次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 名古屋（小牧）線、神戸線の利用促進 2. 東京線ダブルトラック化をはじめとする国内路線の充実 3. 札幌線、大阪線の利用者拡大のための宣伝強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
昭和62年 7月	滑走路2,000mで暫定供用開始、計器着陸装置（CAT-I）供用開始	平成22年10月	JALが名古屋線運休
平成 7年 4月	青森～ソウル線の開設、青森～ハバロフスク線の開設（冬期間運休）	平成22年12月	東北新幹線全線開業
平成14年 7月	JASが東京線の夜間駐機を実施 空港運用時間の延長（14時間）	平成23年 7月	FDAが名古屋線開設
平成15年 4月	ANAが青森空港から全面的に撤退	平成26年 7月	ANAが札幌線、大阪線開設（ダブルトラック化）
平成17年 4月	滑走路3,000m供用開始	平成28年 3月	北海道新幹線新青森～新函館北斗間開業
平成17年11月	主要地方道青森浪岡線高田工区開通	平成29年 5月	青森～中国天津線の開設
平成18年11月	青森空港立体駐車場の完成	平成31年 3月	青森～中国天津線の運休
平成19年 3月	計器着陸装置の高カテゴリ化（CAT-Ⅲa）供用開始	令和元年 7月	青森～台湾台北（桃園）線の開設
平成19年10月	JALが福岡線運休	令和元年 7月	青森空港旅客ターミナル一部リニューアル
平成21年10月	JALが関西線運休	令和2年 3月	FDAが神戸線開設
		令和6年 1月	青森～韓国ソウル線の運航再開
担 当 部 署 名		青森市 経済部交流推進課	

要望項目 外国人観光客の受入環境整備の充実について（継続）			
要望先	国	国土交通省（観光庁、航空局航空ネットワーク部、港湾局）、法務省（出入国在留管理庁）、財務省（関税局）、厚生労働省（医薬食品局食品安全部）、農林水産省（農産局）	
	県	観光交流推進部（誘客交流課）、県土整備部（港湾空港課）	
	その他	日本政府観光局（JNTO）、航空会社	
関係法令		事業主体	国、青森県、青森市、交通事業者、旅行業者、航空会社ほか

要望事項の内容
本市は、陸・海・空の駅を有する交通の要衝としての都市機能を有していることから、鉄道、フェリー、航空などの交通網を組み合わせた旅行形態である立体観光を推進し、広域観光圏の形成を目指しております。 観光客の誘客については、新型コロナウイルス感染症の影響で激減していた外国人観光客の回復が顕著となっており、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が令和3年7月に世界遺産登録されたこともあり、本市へのインバウンド需要のさらなる拡大が期待されております。 本市では、北海道新幹線開業を契機に航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品の造成が進んでいることや青森空港への国際定期便の就航やチャーター便の運航が増加してきたことに伴い、青森空港においては、更なる利便性やサービス向上を図るため、令和元年に旅客ターミナルビルの一部がリニューアルされております。 また、青森港においては、クルーズ船の寄港数増加と新中央埠頭の利便性向上を図るため整備された、青森港国際クルーズターミナルが令和元年に供用開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年以降寄港数は激減したものの、令和5年3月に外国船クルーズも再開となり、今年の寄港数は、過去最多の37回を予定しております。 今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、陸・海・空の交通結節点としての機能を十分に発揮するためにも、外国人観光客の誘客推進と受入態勢の充実が求められております。 具体的には、本市と国内外の都市をつなぐ交通網の充実と利用促進、海外クルーズ船の誘致活動、インバウンド推進に向けた体験型コンテンツ開発や受入態勢・環境の充実が必要となっております。 つきましては、青森圏外から訪れる外国人観光客が、青森市内での快適な周遊・滞在を楽しめる受入環境整備を図るため、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 - 外国人観光客の満足度を高める受入環境整備を推進するための国や県の支援の充実 - ソウル線・台北線・上海線をはじめとする国際路線の充実 - 航空路線と新幹線を組み合わせた旅行商品造成の促進 - 海外ポートセールスの強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【本市に宿泊した外国人観光客の推移】 ※（ ）は年（1月～12月）、主要32宿泊施設の合計 86,833人（H30）、102,816人（R1）、25,459人（R2）、1,947人（R3）、11,913人（R4）、102,569人（R5） 【外国人観光客の受入環境整備の経緯】 ○H27 ・多言語観光アプリ「青森市観光ナビ」の開設・運用開始 ○H28 ・外国人観光客受入環境の整備に関する調査研究の実施（一般財団法人地方自治研究機構との共同事業） ・青森市フリーWi-Fiの整備（公共観光施設等9施設）、コミュニケーションシートの作成（多言語） ○観光関連事業者の無料公衆無線LAN利用環境や電子決済端末の導入に係る整備等に対する助成制度の運用 【青森空港における国際定期便の就航】 ○H 7.4月 青森～韓国・ソウル線の開設 ○R 1.7月 青森～台湾・台北線（定期便）の開設 【青森港へのクルーズ船寄港回数】 ※（ ）は年（1月～12月）、寄港回数／うち外国船籍 11回／3回（H24）、19回／8回（H25）、20回／12回（H26）、21回／12回（H27）、21回／13回（H28）、22回／15回（H29）、26回／16回（H30）、27回／21回（R1） 0回／0回（R2）、1回／0回（R3）、4回／0回（R4）、35回／29回（R5）、37回／33回（R6予定）	
担 当 部 署 名	青森市 経済部交流推進課

要 望 項 目	リモートワーク人材誘致に向けた支援と移住促進関連事業に係る見直しについて（継続）		
要 望 先	国	内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、内閣府（地方創生推進事務局）	
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課）、健康医療福祉部（健康医療福祉政策課）	
	その他		
関 係 法 令	地域再生法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
本市では、東青地域の町村と連携して、移住体験の実施、首都圏での移住フェア開催等によって移住促進に取り組んでいるほか、リモートワーク・ワーケーション、クリエイターワーケーションなどの実施により、移住はもとより、関係人口、2地域居住検討者の創出にも取り組んでいるところです。 県では、令和4年度から「リモートワーカー等移住促進モデル構築業務委託」の後継として「リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金」を創設しましたが、委託から補助制度への変更に伴い500万円から150万円に予算規模が縮小され、令和6年度においては補助金自体が廃止となり、前年と同程度のワーケーションの受入れができる補助がなくなりました。東青5市町村で連携しリモートワーカー移住に向けた取組を進めていますが、市町村のみでの経費負担には限界があります。 また、国は東京23区からの移住者のうち条件を満たした方に最大100万円、子1人につき100万円加算した移住支援金を制度化しています。県では令和5年度から県外からの医療福祉職の子育て世帯の移住者への独自の移住支援金制度を新設しました。しかし、少子高齢化が進む中、その人材不足は医療福祉職に限らず幅広い分野で顕在化しており、就業先や職種を問わない県独自の移住支援金制度こそが求められます。なお、本市においても、国の移住支援金の対象とならない東京23区外からの移住者等の引越し等に係る費用の2分の1以内、世帯当たり上限25万円（同居の子ども1人につき25万円加算）を助成する「新しい働き方移住支援金」を交付していますが、市町村単独での財政支援には限界があります。また、秋田県では、移住後、リモートワークを行うための交通費などに係る費用の2分の1以内の額を最大100万円（2・3年目は最大60万円）助成する「リモートワークで秋田暮らし支援金」を創設、3年で最大220万円の助成をしています。国の移住支援金の対象とならない移住者に対する支援額等の隣県との差を解消する必要があります。国の移住支援金の対象とならない移住者に対しては、市が申請者に移住支援金を交付する前に県への申請手続を行うことになりました。このことによって、令和3年度は申請から交付決定まで1週間から3週間の期間で交付できたものが、令和4年度からは5週間から7週間を要し、移住者に対する早急な支援ができなくなりました。さらに、県の事務処理の都合から申請受付期間が、令和4年度までに比べ約2週間短くなっていることから、県予算上限に達していない場合は受付期間の延長を検討していただきたい。そして、移住者の異動日によっては交付までに移住から最大4か月待たせることになり、支援が必要な移住者にとって非常に使いにくい制度となっています。 また、医療福祉職の子育て世帯が対象の県独自「ひとり親加算」を申請する場合、東京23区内からの移住者も対象になり、国制度と県独自制度の併用申請可能ですが、ふたつの県補助申請のため、申請者は2種類の類似書類を提出しなければならず、手続が煩雑なものとなります。 さらに、移住関連施策及び移住支援金と医療福祉職子育て世帯移住支援金について、若者定着還流促進課と健康福祉政策課に担当課が分かれており、相談者や各市町村が不便を感じる場合があります。また、県が受け付けた移住関連の相談内容等については、一元的に管理するとともに速やかに各市町村に伝達することによって相談体制の強化・サービス向上につながります。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. リモートワーク人材誘致に向けた支援 2. 青森県独自の移住支援金制度の大幅拡充、及び必要に応じた予算額の確保 3. 交付手続きの迅速化に向けた見直し、申請書類の煩雑化の解消 4. 移住促進関連事業に係る業務執行体制の見直し・強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
平成 31 年度	(国) 地方創生推進交付金制度運用開始、(県市) 移住支援金制度運用開始	
令和 4 年 12 月	(国) 地方創生交付金要件拡充 (拡充要件: 子の加算要件 100 万円)	
令和 5 年 4 月	(県) 地方創生交付金要件拡充 (拡充要件: 子の加算要件 100 万円)	
令和 5 年 6 月	(県) 県独自医療福祉職子育て世帯移住支援金新設	
令和 5 年 7 月	(市) 移住支援金要件拡充 (拡充要件: 子の加算要件 100 万円)、医療福祉職子育て世帯移住支援金新設	
令和 6 年 4 月	(県) リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金廃止	
	担 当 部 署 名	青森市 企画部連携推進課

要 望 項 目	広域連携の推進について（継続）		
要 望 先	国		
	県	財務部（市町村課）、環境エネルギー部（環境政策課）	
	その他		
関 係 法 令			事業主体 青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市では、東津軽郡 4 町村と連携し、令和 2 年 3 月「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、「青森圏域連携中枢都市圏」を形成しました。本ビジョンにおいては、魅力ある将来にわたって持続可能で発展する「うみ・まち・ひとを絆で結ぶ青森圏域」を将来像とし、「圏域の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の 3 分野 57 事業に取り組んでいます。 このような中、連携市町村の連携中枢都市圏の取組に対して講じる特別交付税措置について、これまで、対象経費の一般財源の合計額に対して 1.0 であったものが令和 3 年度から 0.8 に引き下げられ、取組を拡充するに当たり苦慮しているところであり、今後も圏域での連携した取組を拡充するためには、当該上限の引き上げが必要です。 また、陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸 8 市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を平成 30 年 12 月 21 日に設立し、陸奥湾の環境保全活動等に連携して取り組んできており、具体的には、むつ湾フォーラムや「Save the むつ湾」の共通のキャッチフレーズを掲げた清掃活動等を行っているところです。県においても、青森県ブルーカーボン協議会を立ち上げ、ブルーカーボン創生事業に着手するなど陸奥湾の環境保全の重要性を認識していると理解しており、陸奥湾の保全、活用のためには沿岸市町村のみならず県との連携、協力が必要と考えています。 つきましては、今後も東青地域や陸奥湾沿岸市町村と連携・協力しながら圏域全体として更なる発展につなげていく取組を進める必要があると考えていることから、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 東青地域 5 市町村による青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する特別交付税措置率の復元及び対象経費の上限額引き上げに向けた国への働きかけ並びに特別交付税減額分に対する財政支援 2. むつ湾広域連携協議会の活動に対する支援

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
(青森圏域連携中枢都市圏) 令和元年度 青森圏域連携中枢都市圏の形成 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定 (44 事業) 令和2年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更 (48 事業) 令和3年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更 (52 事業) 令和5年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更 (55 事業) 令和5年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更 (57 事業)	
(むつ湾広域連携協議会) 平成30年度 むつ湾広域連携協議会の発足 令和元年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催 (外ヶ浜町) 令和2・3年度 新型コロナウイルス感染症の影響等によりイベントの中止 令和4年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催 (青森市) 令和5年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催 (横浜町) 令和6年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催 (蓬田村)	
担 当 部 署 名	青森市 企画部連携推進課 青森市 環境部環境政策課

要 望 項 目	子育て支援について（継続）		
要 望 先	国	こども家庭庁、文部科学省	
	県	こども家庭部（こどもみらい課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関 係 法 令	子ども・子育て支援法	事業主体	国、青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、医療費等の負担軽減、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講ずることとしております。また、学校給食費の無償化については、実態調査を行い、その上で、具体的方策を検討することとしております。 本市においては、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」も活用しながら様々な子育て支援策に取り組むこととしており、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、平成27年8月から、0歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額を対象に助成を実施してきたところであり、令和6年10月からは、子ども医療費助成の対象を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃することとしたところであります。 また、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担（保育料）を無償化する中で、市では、国が示す8階層を24階層に細分化し、きめ細かな料金体系としているほか、兄弟姉妹が同時入所している場合や第3子以降の子どもに係る保育料の軽減など、本市独自の軽減策を実施してきました。このことに加え、令和6年10月からは、2歳児クラスの保育料の無償化を実施することとしたところです。 さらに、令和4年10月から実施した市立小中学校における学校給食費の全額公費負担について、令和6年度も引き続き実施することとしたところであります。 しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また各自治体の財政力等に応じて、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。 これら少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。 以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての国への働きかけ 2. 親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた全県的な取組としての県の財政支援 3. 学校給食費を全額公費負担する全国共通の安定した制度の創設についての国への働きかけ

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【医療費助成】 平成27年8月 令和6年10月 【保育料無償化】 令和元年10月 令和6年10月 【給食費全額公費負担】 令和4年10月 令和6年4月	昭和47年4月から市単独事業として開始した0歳児を対象とする医療費助成について、中学生までの入院及び通院分の助成に拡大(自己負担なし・現物給付) 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生等までの入院及び通院分の助成に拡大(自己負担なし・現物給付)するとともに、所得制限を撤廃 住民税課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、第3子軽減等の軽減策を実施 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの保育料全額公費負担を開始 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を開始 一般財源により、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続
担 当 部 署 名	青森市 税務部国保医療年金課 青森市 福祉部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課

要 望 項 目	少人数学級編制の推進について（継続）			
要 望 先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））		
	県	教育庁（教職員課）		
	その他			
関 係 法 令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律		事業主体	国、県

要 望 事 項 の 内 容
現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められておりますが、一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められております。 青森県では、「あおもりっ子育みプラン 21」により段階的に拡充してきた 33 人学級編制の実施対象について、これまでの小学校全学年及び中学校 1・2 年生に加え、令和 6 年度からは中学校 3 年生まで拡充したことにより、小・中学校全学年において 33 人学級編制が実施されております。一方、国においては、令和 3 年度の義務標準法の改正により、令和 3 年度から 5 年間で小学校全学年における 35 人学級編制を実施することとしたものの、中学校における学級編制の標準の引き下げに係る法改正は行われておりません。 子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題であります。少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えております。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 中学校の少人数学級編制の推進のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に関する国への働きかけ 2. 青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和 55 年度	(国) 義務標準法の改正により、小・中学校全学年における 40 人学級を実施
平成 13 年度	(国) 義務標準法の改正により、県教委の判断で国の標準を下回る人数での学級編制が可能
平成 14 年度	(県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 1 年生における 33 人学級を実施
平成 15 年度	(県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 2 年生及び中学校 1 年生に 33 人学級を拡充
平成 23 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 1 年生における 35 人学級を実施 (県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 3 年生に 33 人学級を拡充
平成 24 年度	(国) 義務標準法の改正は行わず、加配教員の配置により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施
平成 27 年度	(県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 4 年生に 33 人学級を拡充
令和 3 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施 以降、令和 7 年度までに小学校全学年に 35 人学級を拡充 (県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 5 年生に 33 人学級を拡充
令和 4 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 3 年生における 35 人学級を実施 (県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 6 年生に 33 人学級を拡充
令和 5 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 4 年生における 35 人学級を実施 (県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 2 年生に 33 人学級を拡充
令和 6 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 5 年生における 35 人学級を実施 (県)「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 3 年生に 33 人学級を拡充
担 当 部 署 名	
青森市 教育委員会事務局学務課	

要 望 項 目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）			
要 望 先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））		
	県	教育庁（学校教育課）		
	その他			
関 係 法 令			事業主体	国

要 望 事 項 の 内 容
本市においては、不登校児童生徒数が、増加傾向にあり、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっております。 不登校の要因としては、無気力・不安、友人関係をめぐる問題や学業の不振、家庭に係る状況によるものが多く、市教育委員会では、集団不適応に関する相談や心理的な支援を、小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。 令和6年度は、中学校全19校と小学校全42校に18名のスクールカウンセラーが派遣されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況があること、また、同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加 2. 同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
【現在までの本市のスクールカウンセラー配置校数】	
平成 18 年度～平成 25 年度	中学校 16 校、小学校 18 校、計 34 校
平成 26 年度	中学校 19 校、小学校 19 校、計 38 校
平成 27 年度	中学校 19 校、小学校 11 校、計 30 校
平成 28 年度	中学校 19 校、小学校 12 校、計 31 校
平成 29 年度	中学校 19 校、小学校 20 校、計 39 校
平成 30 年度	中学校 19 校、小学校 44 校、計 63 校
令和 元年度	中学校 19 校、小学校 45 校、計 64 校
令和 2 年度	中学校 19 校、小学校 43 校、計 62 校
令和 3 年度	中学校 19 校、小学校 43 校、計 62 校
令和 4 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
令和 5 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
令和 6 年度	中学校 19 校、小学校 42 校、計 61 校
【過去 3 か年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】	
令和 4 年度 19 名 令和 5 年度 20 名 令和 6 年度 18 名	
【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和 6 年度）】	
年間勤務時間	派遣 A：3 時間×40 回＝120 時間（中学校 11 校）
	派遣 B：3 時間×20 回＝60 時間（小・中学校 27 校）
	派遣 C：3 時間×12 回＝36 時間（小学校 23 校）
	※月平均勤務回数 1～4 回程度

担 当 部 署 名	青森市教育委員会事務局指導課
-----------	----------------

要 望 項 目	世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について（継続）		
要 望 先	国	文部科学省（文化庁（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課、三内丸山遺跡センター世界文化遺産課）	
	その他		
関 係 法 令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要 望 事 項 の 内 容
本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。 また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成 19 年 12 月に青森県など共同で、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成 21 年 1 月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和 3 年 7 月 27 日に世界遺産一覧表への記載が決定したところです。 本市では、世界遺産登録を契機に小牧野遺跡の更なる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡PRキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのPR、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。 つきましては、本市の世界遺産を含む史跡の活用に向け、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 各史跡の来訪者数の増加に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携の強化及び助言

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
【世界遺産登録に関する主な経緯】		
令和 3 年 5 月 26 日	イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告	
令和 3 年 7 月 27 日	第 44 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定	
【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】		
平成 2 年度	発掘調査開始	
平成 7 年 3 月 17 日	国史跡指定	
平成 11 年度	「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定	
平成 18～20 年度	環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事	
平成 21～26 年度	環境整備工事	
平成 27 年 5 月 3 日	小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン	
【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】		
平成 6～7 年度	青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査	
平成 12 年 1 月 29 日	国史跡指定	
平成 17～30 年度	遺構盛土保護工事・環境整備工事	
令和元年 9 月 21 日	一般公開開始	
令和 2 年 3 月 20 日	中世の館に展示コーナー設置・公開	
【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】		
昭和 14 年 2 月 10 日	国史跡指定	
昭和 52～平成 5 年度	発掘調査（東館、北館、内館ほか）	
平成 6 年度	浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始	
平成 9 年度	浪岡城跡案内所・駐車場整備	
平成 21～令和 3 年度	遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）	
	担 当 部 署 名	青森市 教育委員会事務局文化遺産課 青森市 教育委員会事務局浪岡教育課

要 望 項 目	第 80 回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について（継続）		
要 望 先	国		
	県	国スポ・障スポ局（総務企画課、競技式典課、施設調整課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関 係 法 令			事業主体 青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
令和 8 年に本県で開催する第 80 回国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、開催においては、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待されております。 本市においては、大会を円滑に運営するため、市や関係団体などで構成する官民一体の組織「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会」を設置し、県国スポ・障スポ局各課との連携及び各競技団体との調整を図りながら、開催準備を進めております。 大会の開催に当たっては、これまでに施設整備費及び大会運営費に関する支援が示されておりますが、本市においては、開・閉会式の開催をはじめ、県内最多となる正式競技 14 競技を開催する予定となっており、本市と同規模の先催市の状況から、大会開催までの複数年にわたり、多額の開催経費の負担が見込まれております。 そのほか、大会の成功に向け、各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、県内各競技団体の組織力向上や指導者の養成・活用、競技環境の整備・充実など、競技力向上に向けた取組の強化が重要であると考えております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 第 80 回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実 2. 第 80 回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
○平成 28 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会
○平成 29 年	6 月	青森県競技力向上対策本部設立総会・第 1 回本部委員会
○平成 30 年	6 月	本市開催競技として計 14 競技が選定（本市開催競技：陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ライフル射撃、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン）
○令和 2 年	4 月	経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室設置
○令和 2 年	10 月	令和 8 年開催の第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
○令和 4 年	3 月	第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会
○令和 4 年	6 月	第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会第 1 回総務企画専門委員会
○令和 4 年	11 月	第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会第 2 回総務企画専門委員会、第 1 回競技式典専門委員会、第 1 回宿泊衛生専門委員会、第 1 回輸送交通専門委員会
○令和 5 年	4 月	経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会推進課へ格上げ
	8 月	第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会第 2 回常任委員会
	9 月	第 80 回国民スポーツ大会青森市準備委員会第 2 回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第 1 回総会
○令和 6 年	5 月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第 1 回常任委員会 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第 2 回総会
担 当 部 署 名		青森市 経済部国スポ・障スポ大会推進課

要 望 項 目	がん治療に係るアピアランス支援について（新規）		
要 望 先	国		
	県	健康医療福祉部（がん・生活習慣病対策課）	
	その他		
関 係 法 令			事業主体 青森県

要 望 事 項 の 内 容
がん医療の進歩によって、がん治療をしながら仕事や社会生活を送る人が増加しています。 一方で、がん治療に伴う頭皮の脱毛や乳がん治療による乳房切除などの外見の変化は、精神的な苦痛や就労などの社会参加を妨げる要因となっており、患者の悩みに対処し支援する「アピアランスケア」が欠かせないものとなっています。 医療用ウィッグや乳房補整具といった医療用補整具は、現在、がん治療中の患者が、就労や通院を含めた日常生活において必要なアイテムにもかかわらず、医療費控除や健康保険の対象外のため全額負担で購入しなければならず、がん治療費とあわせて患者には大きな経済的負担となっています。 そのような状況下、がん患者の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用補整具の購入費に対する助成制度を実施する自治体は全国的に増えており、東北では福島県が県民に対してがん治療に伴うウィッグと乳房補整具の購入費用の一部を補助しており、秋田県、岩手県、宮城県、山形県でも市町村が実施する助成制度へ間接補助制度を実施しています。 青森県が助成制度を実施することのメリットは、県民が市町村の格差なく安心してがん治療と社会生活を送ることができ、県全体の健康寿命延伸につながります。 そこで、市ではがん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための支援として、全県にわたる医療用補整具購入費の助成制度の創設を要望します。 1. がん治療に伴う医療用補整具購入費の助成制度の創設

現在までの主な経緯・参考事項		
東北6県のがん治療に伴う医療用補整具購入費助成状況（令和6年6月現在）		
○青森県	実施なし	
○秋田県	市町村への間接助成	医療用ウィッグ 15,000 円、乳房補整具 10,000 円
○岩手県	市町村への間接助成	医療用ウィッグ 10,000 円、乳房補整具 10,000 円
○宮城県	市町村への間接助成	医療用ウィッグ 10,000 円、乳房補整具(左右それぞれ)10,000 円
○山形県	市町村への間接助成	医療用ウィッグ 10,000 円、乳房補整具 5,000 円
○福島県	直接助成	医療用ウィッグ 20,000 円、乳房補整具 10,000 円
	担当部署名	青森市 保健部健康づくり推進課

要 望 項 目	青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について（継続）		
要 望 先	国	厚生労働省（医政局地域医療計画課）	
	県	健康医療福祉部（医療薬務課）、病院局（地域医療室）	
	その他		
関 係 法 令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律		事業主体 青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
青森県立中央病院と青森市民病院は、地域において急性期医療や政策医療の基幹的役割を担っていますが、両病院において医師をはじめとした医療従事者を十分に確保していくことが難しいほか、施設の老朽化・狭隘化、経営基盤の強化、新興感染症対策への対応など多くの課題を抱えています。 このような状況の中、青森県と青森市で協議を進め、人口減少や医療従事者不足、さらには新興感染症対策など地域医療を取り巻く課題や多様な医療ニーズなどに対応し、持続可能な、そして、強い医療提供体制を構築していくためには、両病院の機能・資源を集約・充実していくことが重要であると考え、両病院のあり方について、「青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」との基本方針を表明しました。 現在、共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項に従い、県と市が共同で開催している有識者会議での御意見等を踏まえながら、令和 6 年度中の共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画の策定に向けて検討を進めており、当該計画策定後は、早期開院に向け、基本設計や実施設計などの所要の準備を進めていくこととしています。 青森市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として、救急医療、高度医療など地域に必要な医療を提供しており、県立中央病院と青森市民病院の統合を着実に推進することで、青森市民をはじめ青森地域保健医療圏に住む方々に対して、将来にわたり安定的かつ質の高い医療を提供できるものと考えています。 また、新病院の整備に当たっては、その規模等において、本体工事費のほか、医療機器等の整備費も含め多額の事業費が見込まれます。 つきましては、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築の観点、本市財政負担軽減の観点、新病院の経営安定化の観点から、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備 2. 県の「地域医療介護総合確保基金」等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
令和 3 年 11 月	県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会からの提言
令和 4 年 2 月	県立中央病院と青森市民病院のあり方に関する基本方針の表明
令和 4 年 8 月	共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の公表
令和 4 年 12 月	共同経営・統合新病院の検討対象地に係る外部有識者からの意見聴取
令和 5 年 9 月	県立中央病院と青森市民病院の統合新病院整備に係る知事と市長の会談
令和 5 年 10 月	第 1 回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議の開催 (第 2 回：令和 5 年 12 月、第 3 回：令和 6 年 2 月、第 4 回：令和 6 年 5 月、 第 5 回：令和 6 年 7 月)
令和 5 年 11 月	第 1 回青森市統合新病院整備場所等検討会議の開催 (第 2 回：令和 5 年 12 月、第 3 回：令和 6 年 1 月、第 4 回：令和 6 年 7 月、 第 5 回：令和 6 年 7 月、第 6 回：令和 6 年 8 月)
令和 6 年 3 月	共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の見直し
	担 当 部 署 名
	青森市 市民病院事務局新病院整備推進課 青森市 企画部財政課

要 望 項 目	地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について（新規）			
要 望 先	国	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）		
	県	健康医療福祉部（障がい福祉課）		
	その他			
関 係 法 令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容	
国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第77条に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業については、障害者総合支援法第95条第2項第2号において、国は予算の範囲内において、100分の50以内を補助することができるとされているが、実際の補助率は2分の1を大きく下回っており、市の超過負担が続いている状況にあります。 また、障害者総合支援法第94条第2項において、都道府県は予算の範囲内において、100分の25以内を補助することができるとされているが、実際の補助率は4分の1を大きく下回っている状況にあります。 このことから次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 地域生活支援事業に対する補助について、対象経費の2分の1に近づけるよう国への働きかけ 2. 青森県においては、国の予算にかかわらず、対象経費の4分の1の財政支援	

現在までの主な経緯・参考事項

平成18年度（国）地域生活支援事業実施要綱を制定

【地域生活支援事業補助率推移】

（単位：円、％）

	対象経費実支出額	交付決定額（国庫）	国庫補助率	交付決定額（県）	県補助率	国庫県補助率計	補助金合計額	一般財源
令和元年度	193,113,750	60,428,000	31.29%	30,214,000	15.65%	46.94%	90,642,000	102,471,750
令和2年度	189,247,766	59,150,000	31.26%	29,483,000	15.58%	46.84%	88,633,000	100,614,766
令和3年度	183,828,663	53,861,000	29.30%	26,930,000	14.65%	43.95%	80,791,000	103,037,663
令和4年度	172,066,659	50,581,000	29.40%	25,290,000	14.70%	44.10%	75,871,000	96,195,659
令和5年度	176,298,519	46,551,000	26.40%	23,275,000	13.20%	39.60%	69,826,000	106,472,519

担当部署名

青森市 福祉部障がい者支援課

要 望 項 目	青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（鉄道局（総務課、幹線鉄道課、鉄道事業課、施設課）、都市局（市街地整備課、街路交通施設課）	
	県	交通・地域社会部（鉄道対策課）、県土整備部（都市計画課、港湾空港課）	
	その他	東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社	
関 係 法 令		事業主体	青森県、青森市、東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社

要 望 事 項 の 内 容
本市では、平成 30 年 3 月に策定した「青森市立地適正化計画」及び「青森市地域公共交通網形成計画」に基づき、『「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくり』として、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを推進しております。 このうち、都市機能誘導区域の 1 つである「操車場跡地周辺地区」においては、スポーツのみならず多様な催事ができる交流拠点として青森市総合体育館の整備が完了し、令和 6 年 7 月に供用を開始しました。 今後、更なる都市づくりを推進するためには、青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けて取り組む必要があります。 つきましては、特に重点的に進めるべきと思慮する次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 青森操車場跡地の利活用に向けた連携と青い森鉄道線への新駅設置の早期実現 2. 青森駅周辺における東西市街地のアクセス性を高めるための臨港道路西船線（1）の早期実現 3. JR 線・青い森鉄道線における利便性の高いダイヤ編成・輸送サービスの実現及び青い森鉄道の新青森駅（JR 奥羽本線）への乗り入れ 4. JR 奥羽本線（川部・青森間）の複線化及び高速化等利便性向上の早期実現

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
平成 22 年 12 月	東北新幹線「八戸・新青森間」開業、青い森鉄道線「八戸・青森間」開業
平成 23 年 3 月	青い森鉄道線 野内駅 開業
平成 24 年 2 月	「青森駅を中心としたまちづくり基本計画」の策定
平成 26 年 3 月	青い森鉄道線 筒井駅 開業
平成 28 年 3 月	北海道新幹線「新青森・新函館北斗間」開業
平成 28 年 7 月	「青森駅自由通路整備等に関する基本協定」の締結
平成 29 年 8 月	浅虫温泉駅バリアフリー整備勉強会の設置（計 11 回開催）
平成 30 年 3 月	「青森市立地適正化計画」及び「青森市地域公共交通網形成計画」の策定
平成 30 年 6 月	「青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定」の締結
平成 31 年 3 月	「青森操車場跡地利用計画」の決定
令和 元年 7 月	市民の新駅利用意向に関する調査データ等の県への情報提供
令和 2 年 10 月	青森操車場跡地新駅整備勉強会の設置（計 6 回開催中）
令和 3 年 3 月	（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 本契約の締結
令和 3 年 3 月	青森駅自由通路 供用開始（JR 青森駅東口ビル内を除く）
令和 5 年 3 月	青森駅西口駅前広場 供用開始
令和 5 年 12 月	青森操車場跡地周辺整備（東西道路等）全面供用開始
令和 6 年 3 月	JR 青森駅東口ビル内自由通路 供用開始
令和 6 年 3 月	浅虫温泉駅バリアフリー設備 供用開始
令和 6 年 7 月	青森市総合体育館 供用開始
担 当 部 署 名	青森市 都市整備部都市政策課

要 望 項 目	河川改修等の整備促進について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（水管理・国土保全局（治水課））	
	県	県土整備部（河川砂防課）	
	その他		
関 係 法 令	河川法	事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、市内各河川の整備が着実に進められてきているところであります。 堤川水系の堤川及び駒込川につきましては、河道改修や下湯ダム等の完成により、駒込川合流点から上流の堤川は、概ね 1/100 の治水安全度が確保されておりますが、駒込川は、治水安全度が依然として低い状況にあります。このことから、駒込川の治水安全度を確保するため、令和元年度から着手された駒込ダム本体建設工事の着実な推進が必要であります。 天田内川水系天田内川は、河口から約 1.4km 区間の暫定断面による河道拡幅が完了し、中流部の捷水路約 1.3km も暫定断面により供用開始されております。引き続き、天田内川の治水安全度の確保に向けては、河道掘削や護岸整備工事の着実な推進が必要であります。 貴船川水系貴船川は、都市基盤河川改修事業により本市が事業主体となり整備を行ってきており、河口から約 150m の河道拡幅が完了しているところであります。引き続き、貴船川の治水安全度を早期に向上させるため、今後の改修区間のうち、市道橋、鉄道橋、県道橋が約 100m の区間で連続している橋梁架替区間については、大規模特定河川事業による着実な整備、また、都市基盤河川改修事業により本市が事業主体となり整備を進めている区間についても、河道掘削や護岸整備等の着実な整備推進が必要であります。 つきましては、本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、次の河川の整備促進について特段の御配慮をいただきたい。 1. 駒込ダム建設事業の促進 2. 天田内川河川改修事業の促進 3. 貴船川河川改修事業の促進

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項			
全 体 計 画		令和5年度までの事業費	令和6年度事業費
(1) 駒込ダム建設事業	S57～R13 約 600 億円	18,000 百万円	1,980 百万円
(2) 天田内川河川改修事業 総合流域防災事業	S49～R10 約 78 億円	6,624 百万円	10 百万円
(3) 貴船川河川改修事業	H16～R13		
貴船川大規模特定河川事業	約 45 億円	270 百万円	240 百万円
貴船川都市基盤河川改修事業	約 25 億円	1,966 百万円	51 百万円
		担 当 部 署 名	青森市 都市整備部公園河川課

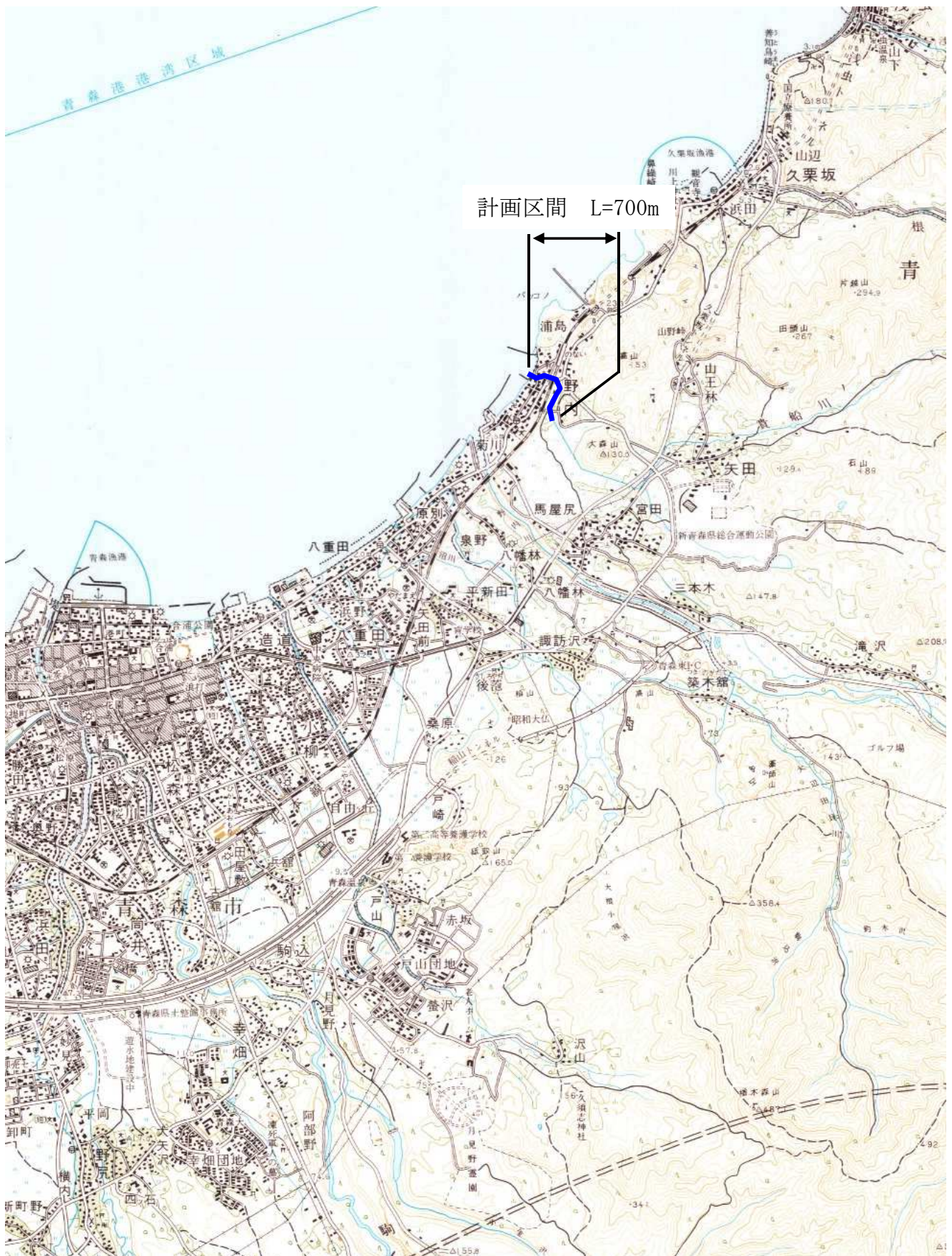
駒込ダム建設事業



天田内川河川改修事業



貴船川都市基盤河川改修事業



要 望 項 目	雪総合対策の推進について（継続【一部新規】）			
要 望 先	国	国土交通省（国土政策局（地域振興課）、不動産・建設経済局（建設業課）、大臣官房（技術調査課）、道路局（企画課、環境安全・防災課））、総務省（自治財政局（財政課））		
	県	財務部（市町村課）、県土整備部（道路課）、交通・地域社会部（地域交通・連携課）		
	その他			
関 係 法 令	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		事業主体	国、青森県、青森市

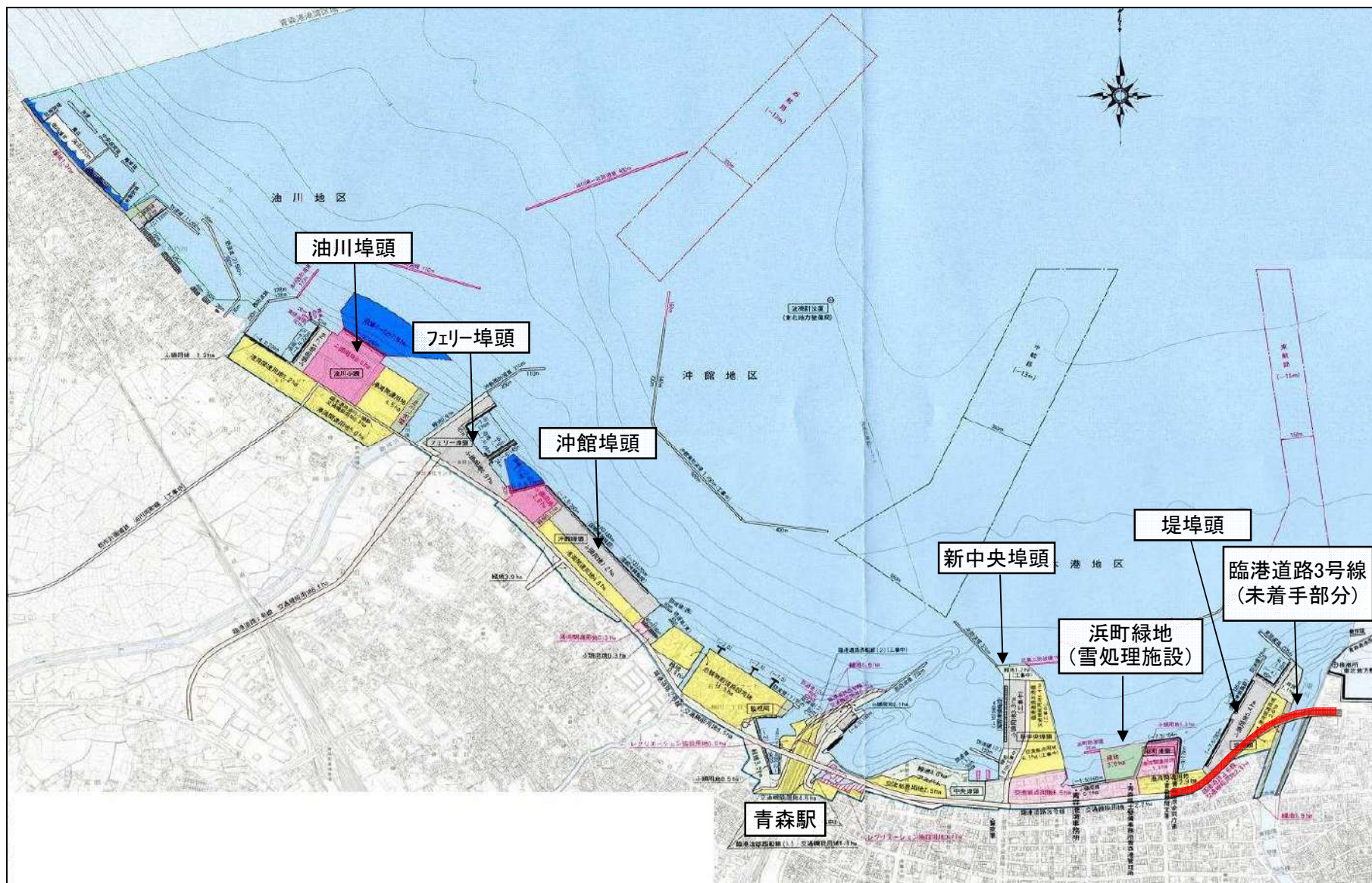
要 望 事 項 の 内 容
本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市域全体が特別豪雪地帯に指定されており、人口 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であることから、市民の雪処理への関心が高く、冬期間の安全・安心のための雪対策の充実が求められています。 本市では、「青森市雪対策基本計画」に基づき、「冬期間における安全で安心な道路環境の確保」、「冬期間における災害に強いまちの機能の確保」など総合的な雪対策を推進しており、官民連携の下、除排雪業務の効率化・省力化に関する調査を進めているところです。 しかしながら、近年の気候変動の影響による降雪の様態の変化やそれに伴う雪捨て場の確保、雪対策の担い手である除排雪事業者における人手不足や近年の人件費の上昇などによる厳しい経営環境、また、急速な少子高齢化に伴う住民の自助による雪への対応力の低下など、雪対策における課題は複雑化・深刻化しており、依然として冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国及び県との更なる連携・支援を必要としています。 令和 5 年度は、気温が比較的高く少雪傾向で、除排雪の作業回数等が少なかったことから、最低保証制度により持続的な除排雪体制の確保に取り組んだところです。 このように、自然条件や社会・経済状況等の著しい変化に対応するために、国・県等の関係者との連携及び ICT を活用した除排雪業務における効率化・省力化の体制構築により雪害対策を強化する必要があります。 つきましては、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯対策基本計画及び青森県基本計画『『青森新時代』への架け橋』に基づく各種雪対策の一層の強化・充実を図っていただくほか、ICT 等の先進的技術を活用した本市の取組への支援など次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保 2. 除排雪、道路状況等に関する情報提供の強化及び国、県、市の除排雪体制の連携強化 3. 流・融雪溝整備に対する補助の充実及び県道への流・融雪溝の整備促進 4. 国道・県道における冬期バリアフリー対策の推進及び市道における冬期バリアフリー対策に対する支援 5. ICT や AI 技術等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組への支援 6. 除排雪の担い手である除排雪事業者の確保と育成を図る施策の推進 7. 国・県・市、住民、ボランティア等が協力できる、連絡・調整、応援体制の強化 8. 通学路等歩道の安全確保や屋根雪処理が困難な世帯に対する除排雪等、緊急を要する経費への財政措置 9. 円滑で効率的な排雪作業の実施に向けたや国道・県道の早期除排雪による排雪運搬ルート確保 10. 関係機関への働きかけにより、円滑に重機やダンプトラック等の除排雪車両の融通ができる体制構築の推進 11. 少雪時におけるオペレーターの人件費など除排雪体制維持のための経費に対する支援制度の創設

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項												
平成 27 年 10 月		「第 2 期青森市冬期バリアフリー計画」策定										
平成 29 年 12 月		青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設供用開始										
令和 元年 10 月		「あおもりスマートシティ協議会」設立										
令和 3 年 3 月		「青森市雪対策基本計画」策定										※データ：気象庁
年度 区分	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	過去10ヵ年 の平均	
最深積雪	123	107	56	110	97	38	129	149	103	64	98	
累積降雪量	576	556	474	659	546	264	488	600	557	460	518	
							担 当 部 署 名	青森市 青森市 青森市	都市整備部道路維持課 都市整備部道路建設課 浪岡振興部都市整備課			

要 望 項 目	青森港の機能充実について（継続）			
要 望 先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））		
	県	県土整備部（港湾空港課）		
	その他			
関 係 法 令	港湾法、海岸法		事業主体	国、青森県

要 望 事 項 の 内 容
青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、外航船を含むクルーズ船は年間 30 隻以上の寄港実績を有し、クルーズ船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。 このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。 また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降クルーズ船の寄港数は激減しました。しかしながら、令和 5 年からクルーズ船の運航が再開となり、今年の寄港数は、過去最多の 37 回を予定しております。 今後、さらなる青森港の発展及び旅行需要への対応をしていくためにも、これまで以上に関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。 さらに、耐震強化岸壁として整備された新中央埠頭においては、大規模地震が発生した際に青森港における基幹物流であるフェリー航路の維持と、被災住民への緊急物資等の輸送拠点の役割のほか、更なる大型クルーズ船の寄港が可能となるような岸壁の再延伸等の整備が求められております。 また、令和 5 年 7 月には、県において「青森港長期構想検討委員会」が発足され、概ね 20～30 年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方をビジョンとして取りまとめるため検討しているところです。この長期構想策定にあたりましては、本市のまちづくりと連携されることに大いに期待しております。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進 2. 青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進 3. 港湾施設の老朽化対策の推進 4. 高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備（Aomori-baysideArc 構想の推進） 5. 臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進 6. 青森港のコンテナ化の早期実現

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
【クルーズ振興】 ・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。 ・令和 2 年以降クルーズ船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減した。 (R2：0 回 R3：1 回 R4：4 回)) ・令和 6 年クルーズ船の寄港は、過去最多の 37 回を予定している。 【港湾施設の老朽化対策の経緯】 ・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。 ・堤埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。 【海岸保全施設の経緯】 ・平成 11, 19, 26, 27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。 【臨港道路 3 号線の経緯】 ・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。 ・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。		
担 当 部 署 名	青森市 青森市	都市整備部公園河川課 経済部交流推進課



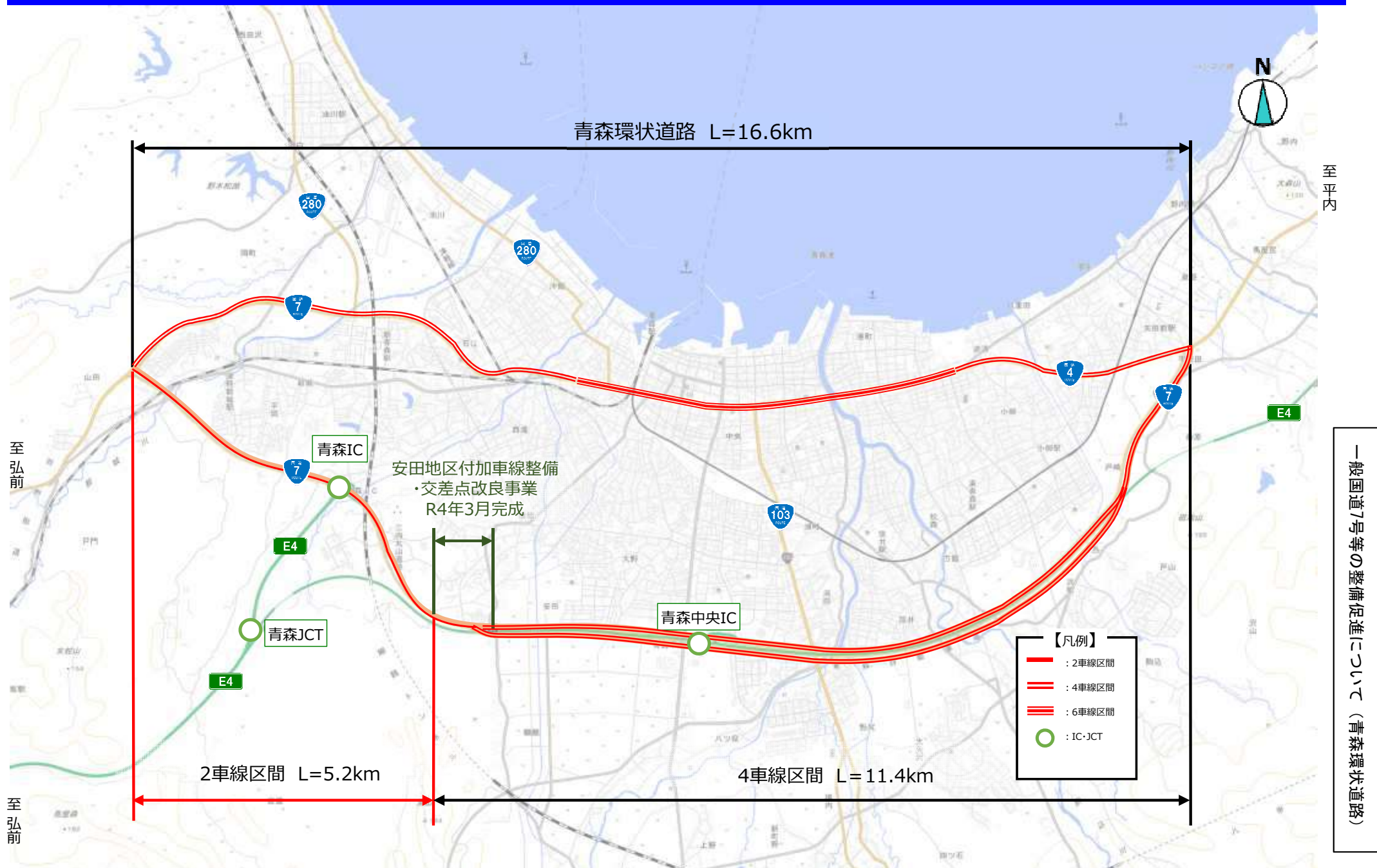
青森港の機能充実について

要望項目	一般国道7号等の整備促進について（継続）			
要望先	国	国土交通省（道路局（総務課、企画課、国道・技術課））		
	県	県土整備部（道路課）		
	その他			
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体	国

要望事項の内容
一般国道7号青森環状道路は、本市の市街地を東西に横断する同7号・4号の交通混雑緩和や交通安全の確保および青森都市圏の産業振興による地域活性化を支援することを目的とし、青森西バイパスから青森東バイパスまでを結ぶ外環状線として整備が進められ、総延長16.6kmのうち、約11.4kmが4車線で供用されております。 しかしながら、青森西バイパスと青森IC及び市街地を結ぶ区間がいまだ2車線のままのためボトルネックとなっており、特に冬期間は交通障害が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、早期に全線4車線化する必要があります。 一般国道7号浪岡バイパスは、浪岡地区の国道7号の交通混雑の解消、主要幹線道路としての信頼性向上、地域間交流の促進を図ること等を目的として整備が進められ、総延長12.6kmのうち、約10.5kmが供用されておりますが、平成22年度に事業が休止されたことから、早期の事業再開を要望してまいりました。 当該区間は冬のスタック発生による通行止め等が多発したことから、国土交通省、県及び関係市町村において設置された「鶴ヶ坂地区冬期課題対策検討会」での協議の結果、令和5年4月に『国道7号鶴ヶ坂防災事業』として事業化されました。当該区間において交通障害が発生すると、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、今後は早期完成に向けた整備が必要です。 東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）は、県都である本市と南部地域の主要都市である八戸市を結ぶ本県の重要な路線であり、令和4年11月に天間林道路が供用開始され、上北自動車道が全線開通しました。 残る七戸～青森間につきましては、国と県が設立した「青森・南部地域道路ネットワーク検討会」において整備方針等の検討が行われておりますが、当該路線は、本県の経済活性化と地域の発展のみならず災害時における広域的な避難や支援物資の輸送など、命の道としても重要な役割を果たすことから早期の整備が必要であります。 つきましては、各路線の状況を鑑み、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進 2. 一般国道7号浪岡バイパスの早期完成 3. 東北縦貫自動車道八戸線の七戸～青森間の機能強化

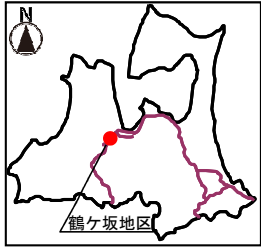
現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
一般国道7号青森環状道路（延長16.6km） 平成14年11月 全線暫定供用 令和4年3月 安田地区付加車線整備・交差点改良事業による0.9kmの付加車線整備に伴い11.4kmが4車線化	
一般国道7号浪岡バイパス（延長12.6km） 昭和62年10月 浪岡五所川原道路入口付近～一般国道101号(1.6km)暫定2車線供用 平成6年3月 浪岡跨線橋付近～主要地方道青森浪岡線入口付近(2.1km) 暫定2車線供用 平成16年11月 主要地方道青森浪岡線入口付近～浪岡五所川原道路入口(2.7km)・一般国道101号交差点付近～大釈迦峠(2.0km) 暫定2車線供用 平成21年11月 青森市浪岡大字下十川字扇田～浪岡大字女鹿沢字西花岡（延長約2.1km）暫定2車線供用 令和4年8月 第1回鶴ヶ坂地区冬期課題対策検討会（延長約2.1km） 令和5年4月 国道7号鶴ヶ坂防災事業決定 9月 路線測量実施	
東北縦貫自動車道八戸線（七戸～青森間） 平成25年3月 上北自動車道上北道路（7.7km）供用開始 平成30年2月 第1回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討） 平成30年5月 第2回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討） 平成31年3月 上北自動車道上北天間林道路（7.8km）供用開始 令和2年1月 第3回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討） 令和4年11月 天間林道路供用開始（8.3km） 令和5年12月 みちのく有料道路ETC運用開始	
担当部署名	青森市 都市整備部道路建設課 青森市 浪岡振興部都市整備課

一般国道7号青森環状道路(位置図)



対策の概要

■位置図



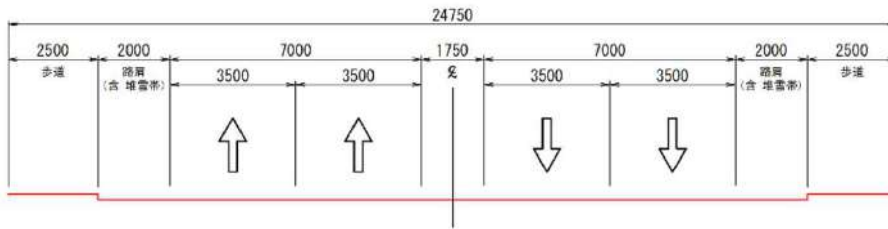
■対策の概要

<区 間> 青森県青森市浪岡大字大釈迦字沢田
なみおか だいしゃか さわだ
つるがさか やまもと
～同市大字鶴ヶ坂字山本 地内

<延 長> 3.7km

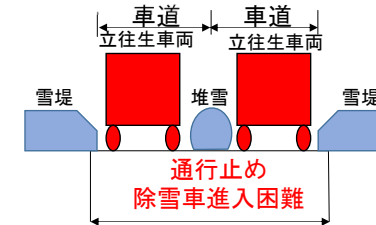
<構造規格等> 第3種1級

■標準断面図(mm)

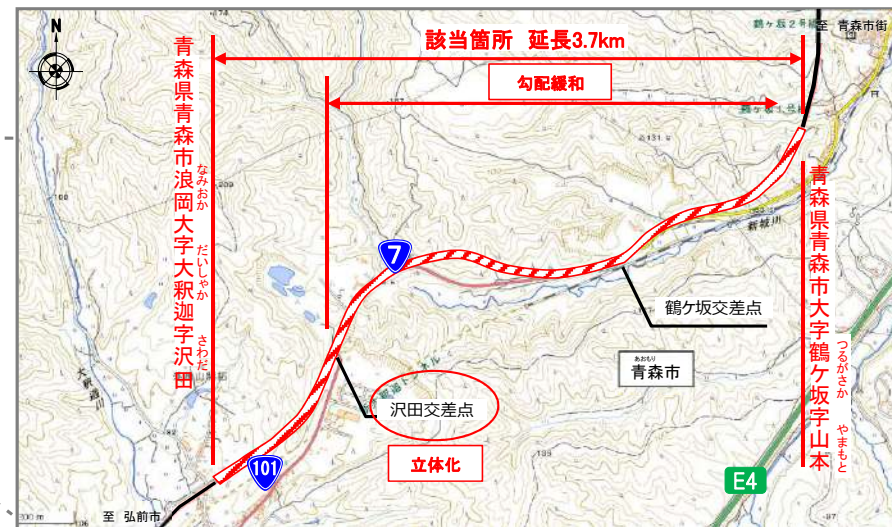
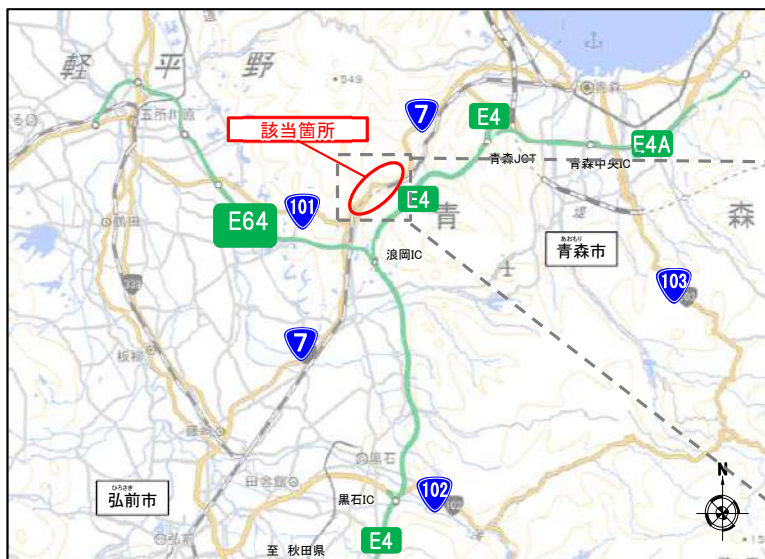
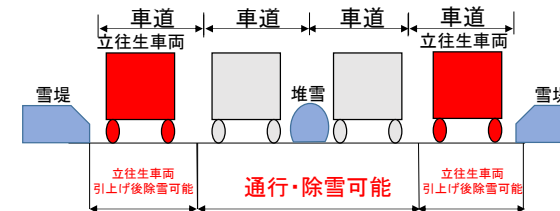


■対策イメージ

○整備前(2車線)



○整備後(4車線)



一般国道7号等の整備促進について(鶴ヶ坂防災)

青森県内主要幹線道路網

高規格道路	— 供用中 - - - 事業中 □□□□ 未事業化
地域高規格道路	— 供用中 - - - 事業中 □□□□ 未事業化



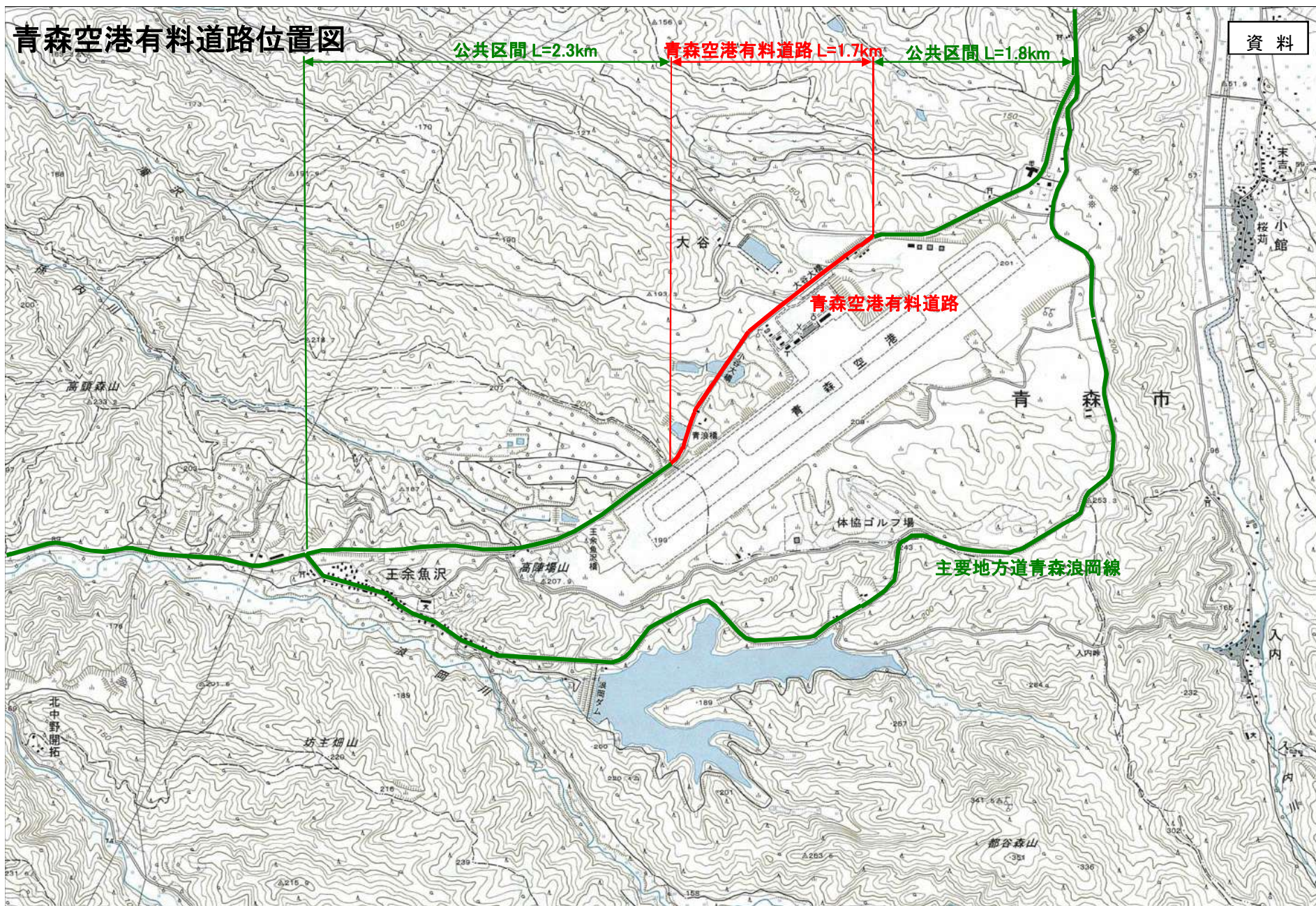
一般国道7号等の整備促進について(東北縦貫自動車道八戸線・未供用区間「七戸～青森」)

要望項目	青森空港有料道路の無料化について（継続）		
要望先	国		
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
青森空港有料道路は、ジェット化に伴って拡張整備された青森空港へのアクセス機能の向上を図るため、青森県道路公社によって整備された有料道路であります。 料金徴収期間につきまして、当初は30年間（昭和62年7月～平成29年7月）としておりましたが、期間満了時においても多額の債務残高が見込まれたことから、さらに10年間（令和9年7月まで）延長し、あわせて平成29年7月からサービス向上策として、往復割引の社会実験を実施しているところであります。 青森空港有料道路は、青森空港と津軽圏域を結ぶ路線であるとともに、現在県によって整備が進められている津軽横断道路と連携した地域間交流を促進するための広域交通ネットワークの形成にも重要な路線であり、本県経済の更なる活性化のためにも早期に利便性の向上を図る必要があります。 つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒し

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項		
青森空港有料道路（延長 1.7 km、総事業費 61 億円）		
昭和 59 年 8 月	事業着手（～昭和 62 年 9 月）	
昭和 62 年 9 月 21 日	供用開始（昭和 62 年 7 月 19 日一部供用開始）	
	・ 通行料金徴収期間 昭和 62 年 7 月 19 日～平成 29 年 7 月 18 日（30 年間）	
平成 29 年 4 月	料金徴収期間延長の許可	
	・ 延長期間 平成 29 年 7 月 19 日～令和 9 年 7 月 18 日（10 年間）	
	【往復割引の社会実験】	
	・ 当初 平成 29 年 7 月 19 日～令和元年 9 月 30 日	
	・ 延長 令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
	・ 再延長 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	
	・ 再々延長 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	
	担 当 部 署 名	青森市 都市整備部道路建設課 青森市 浪岡振興部都市整備課

青森空港有料道路位置図



青森空港有料道路の無料化について

要 望 項 目	津軽横断道路の整備促進について（継続）		
要 望 先	国	国土交通省（国土政策局（広域地方政策課））、東北地方整備局（企画部（広域計画課））	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関 係 法 令	道路法	事業主体	青森県

要 望 事 項 の 内 容
本市は、青森空港、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）IC、青森港及び東北新幹線新青森駅の 4 つの広域交通の拠点となっておりますが、産業、経済の発展と文化、観光の振興などを図るためには、各拠点の更なる機能強化が必要であるほか、緊急・災害時における輸送機能確保のためにも、津軽地域とこれら拠点施設を結ぶ交通のアクセスがますます重要となっております。 津軽横断道路は、岩木山麓周辺地域と本市浪岡地区を結び、さらには、青森空港など交通拠点に結節する広域幹線道路として位置付けられ、平成 9 年には路線を構成する主要地方道五所川原岩木線の調査測量に着手し、平成 15 年 11 月には津軽りんご大橋が、平成 25 年 7 月には一般県道小友板柳停車場線小友工区が、平成 27 年 12 月には主要地方道五所川原岩木線掛落林工区及び一般県道常海橋銀線上常海橋・福館工区が供用開始されております。 現在、本市浪岡地区に位置する一般県道常海橋銀線福館・女鹿沢工区及び板柳町に位置する主要地方道五所川原岩木線高増工区において鋭意整備が進められております。 当該道路が全線開通すれば岩木山麓周辺地域から青森空港までの移動時間が短縮され、地域の産業振興や地域間交流・連携の緊密化、観光地へのアクセス向上などに大きく貢献するものであります。 つきましては、県土全体の社会経済活動の活性化と地域の発展のため、さらには、緊急・災害時における命の道としての人流・物流などの輸送機能確保等の観点からも、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。 1. 広域交通ネットワーク形成の根幹となる津軽横断道路の整備促進による早期完成

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和 61 年度	津軽横断道路建設促進期成同盟会の発足（会長：板柳町長）
平成 09 年度	主要地方道五所川原岩木線事業着手（石野・掛落林工区）
平成 11 年度	一般県道小友板柳停車場線事業着手（小友工区） 一般県道常海橋銀線事業着手（上常海橋・福館工区、福館・女鹿沢工区）
平成 12 年度	主要地方道五所川原岩木線事業着手（五機形工区）
平成 15 年度	一般県道小友板柳停車場線供用開始（津軽りんご大橋）
平成 17 年度	主要地方道五所川原岩木線（石野・五機形工区）一部供用開始
平成 25 年度	一般県道小友板柳停車場線供用開始（小友工区）
平成 27 年度	主要地方道五所川原岩木線供用開始（掛落林工区） 一般県道常海橋銀線供用開始（上常海橋・福館工区）
担 当 部 署 名	
青森市	浪岡振興部都市整備課
青森市	都市整備部道路建設課

■位置図■

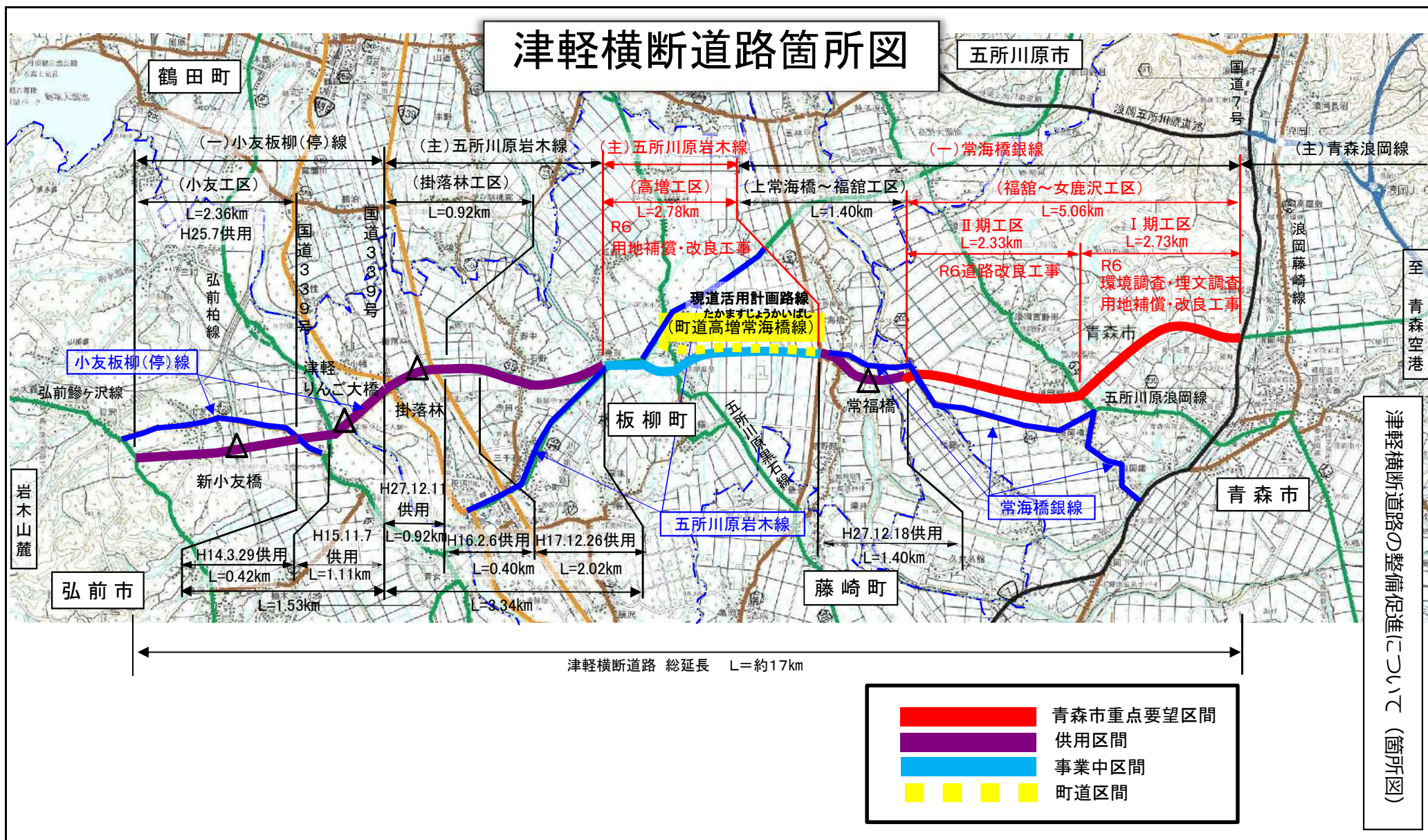


津軽横断道路位置図



津軽横断道路の整備促進について(位置図)

津軽横断道路箇所図



要 望 項 目	都市計画道路の整備促進について（継続）			
要 望 先	国	国土交通省（都市局（街路交通施設課）、道路局（環境安全・防災課））		
	県	県土整備部（都市計画課、道路課）		
	その他			
関 係 法 令	都市計画法、道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律		事業主体	青森県、青森市

要 望 事 項 の 内 容
本市市街地における道路交通状況につきましては、国・県の御支援・御協力により、着実に道路整備が進められ、交通混雑の解消が図られております。 しかしながら、一部路線では慢性的な交通渋滞が発生し、特に冬季積雪時においては、その状況が一層厳しくなり、市民生活のみならず地域の経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、交通の円滑化を図るための道路整備を促進する必要があります。 つきましては、次の路線について県による整備促進及び未着手路線の早期事業着手に特段の御配慮をいただきたい。 あわせて、本市による道路整備事業の更なる推進を図るための社会資本整備総合交付金の配分についても、特段の御配慮をいただきたい。 1. 3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野） 2. 3・4・2号 西滝新城線（新城） 3. 3・4・1号 浦島造道線（原別）

現在までの主な経緯・参考事項

○事業着手済路線

路線名	事業主体	事業期間	計画内容	全体事業費
3・5・4号 堤町通り浜田線（奥野）	県	H24～R10	L＝490m W＝15～18m	2,090 百万円
3・4・2号 西滝新城線（新城1）	県	R2～R6	L＝570m W＝18m	2,050 百万円
3・4・2号 西滝新城線（新城2）	県	R5～R10	L＝630m W＝18m	3,876 百万円

○事業未着手路線

3・4・1号 浦島造道線（原別）

担当部署名

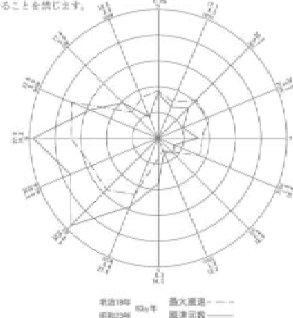
青森市 都市整備部道路建設課

都市計画事業一般平面図

県施工事業

- 着手済
- 着手予定
- 未着手

- ご留意ください。
- この図面は概略図ですので詳細については島または市の担当課にお問い合わせください。
- 許可なくして複製することをお断いします。



3・2・4号石江西田沢線
(鉄道立体交差部)

3・4・2号西滝新城線 (新城1)
R2~R6年度 L=570m W=18m

3・4・2号西滝新城線 (新城2)
R5~R10年度 L=630m W=18m

3・4・1号浦島造道線(原別)

3・5・4号堤町通り浜田線 (奥野)
H24~R10年度 L=490m W=15m~18m

都市計画道路の整備促進について